

◆介護保険料の減免手続きについて【災害・火災】

【減免の対象】

- ・ 生計維持者が震災・風水害・火災やその他(落雷・崖崩れ、落石、地盤の陥没等)により、住宅等に著しい損害を受けた方。

【減免する保険料額・期間】

- ・ 最大1年間、保険料を減免します。減免割合は以下のとおりです。

被害の程度	減免の割合
全焼・全壊	10割
半焼・半壊・床上浸水	5割

※被害の程度は「罹災証明書」にて判断します。

【申請手続き】

必要書類を介護保険課までご提出ください。(市役所本館2階 14 番窓口)

【申請に必要な書類】(提出前にご確認ください)

- 1 介護保険料減免申請書(様式)
- 2 罹災証明書のコピー

なお、2のコピーは提出の際あらかじめご準備ください。(窓口ではコピー不可)

【申請後の流れ】

- ・ 介護保険課で受付後、審査を行います。(2週間程度)
- ・ 審査結果は郵送にてお知らせします。
- ・ 減免が決定した場合、毎月の保険料納付期限の10日前まで(毎月20日ごろ)の申請であれば同月から、それ以降であれば翌月から減免が適用されます。

【居宅介護サービス費等の減免制度について】

介護保険サービス利用者の住宅が災害による被害を受けた際、居宅介護サービス費等の減免制度を利用できる場合があります。

介護保険サービスを利用されている方は、申請時にお申し出ください。

【問い合わせ・提出先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 福祉部 介護保険課
TEL:072-620-1639
Mail:kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp